

長井市遊びと学びの交流施設運営協議会について

1、設置概要

✓長井市遊びと学びの交流施設条例第 1 7 条により設置

※図書館法第 1 4 条に規定する図書館協議会を兼ねる

✓交流施設の運営及び事業計画に関し、広く意見を反映する目的

✓指定管理者制度導入ガイドライン上の第3者評価機関

※通年のモニタリング、最終年の事業評価等

2、協議会の委員

✓委員 1 2 名以内を持って組織（内 2 名は公募）し、市長が任命。

3、開催スケジュール等

✓委員の公募 2 月 1 日～ 1 6 日（市報、市HP掲載）

✓協議会は、3 月 1 9 日午後開催予定

【参考】

○図書館法

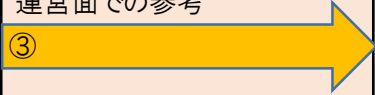
第 1 4 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

第 1 6 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則

第 1 2 条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

開催スケジュール等

内 容	2 月	3 月	4月以降
①委員公募 2月1日市報及び市HPで公募(～16日) ②協議会の開催 19日午後を予定 ③定管理者の事業計画の実施に際し、広く意見を反映 ④通年のモニタリング及び指定管理最終年の第3者評価	①	 くるんと設置条例 第17条の2 「協議会は市長の諮問に応じて次の事項を協議する (1)交流施設の運営に関する事 (2)交流施設の事業計画に関する事 (3)前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事」 ✓直接委託(子育て支援センター及びドール)部分に関するご意見は範囲外。但し、当該直接部分に対して出た意見は所管課を通じ、委託先事業者に伝達	運営面での参考 ③ 次期指定管理評価 ④